

わが国法人企業の限界実効税率モデル¹

— 中小法人と大法人の比較を中心に —

関西学院大学大学院 経済学研究科

博士課程後期課程 3 年

林田 吉恵²

I 本報告の目的

中立性の原則は、法人課税によって企業活動が影響されないことを求めている。しかし、法人税が投資活動に影響を及ぼすことはよく知られており、これまでに多くの研究が資本コストの計測を通じて、法人税が投資に影響することを示唆してきた。また、法人企業の規模によって適用される税制は異なっており、資本コストの格差が投資活動のみならず、法人企業の規模や組織形態に影響を及ぼす可能性がある。この点に関しては、アメリカの研究でも検証されている³。

本報告では、個人・法人の資本所得税制を考慮にいたしたKing=Fullertonの資本コストに関する理論的フレームワークに依拠し、そこにより日本的な税制を取り込み、日本型モデルを構築する。これまで日本においても限界実効税率の測定はされているが、法人企業の規模の違いはほとんど考慮されていなかった。しかし中小法人・大法人では、法人税率、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税⁴などのさまざまな税制上の違いがあり、資本コストのモデルは違ってくる。そしてこのようなモデルの違いが、実際に中小法人、大法人の資本コストに差を存在させるのか、法人企業の限界実効税率にどのような影響を及ぼしているのかを検証するために日本の税制を視野にいたしたモデルを構築する。

本報告の目的は、第 1 に、中小法人と大法人の税制上の相違を明示的に組み込んだ限界実効税率の計測モデルを構築すること、第 2 に、そのモデルから中小法人、大法人の限界実効税率がどのような理論的動きをするかを考察する、第 3 に第 1 で構築した理論モデルを使って実証分析をし、資本コストに差が存在するかを検証することである。

¹ 本稿の作成にあたり、関西学院大学経済学部林宜嗣教授から貴重なコメントをいただいたことを深く感謝申し上げます。なお、本稿における誤りはすべて筆者の責に帰すものである。

² ecms1009@kwansei.ac.jp

³ Goolsbee(1998)(2004), Gordon, MacKie-Mason(1994)

⁴ 『税務統計からみた法人企業の実態』より、法人の 94.4%(2004 年)が同族会社である。

Ⅱ 中小法人と大法人税制の違い

わが国全体の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業をとりまく経営の環境は厳しい状況である。中小企業はわが国の企業の 98.5%⁵を占め、常時雇用者の 58.8%⁶が働くなど、わが国経済において中心的な役割を果たしており、わが国の経済・産業構造の活性化に向け中小企業の役割を大きい。このような状況の中で中小企業を支援し、活性化させ、景気回復・雇用拡大をより確かなものとするために様々な支援施策がある。その中で中小法人と大法人との税制の違いは大きく分けて3つある。

一つ目は、法人所得に対する税率が違う。表1から、中小法人の実効税率は1990年より38.39%、1998年34.80%、1999年30.85%で、大法人は1990年49.99%、1998年46.37%、1999年40.87%となっている。

表1 法人税の税率

単位：％

	基本税率	中小法人 軽減税率	基本税率	中小法人 軽減税率	基本税率	中小法人 軽減税率
	1990年(平成2年)		1998年(平成10年)		1999年(平成11年)	
	1億超	1億円以下	1億超	1億円以下	1億超	1億円以下
	所得700 万円超	所得350－ 700万円	所得800 万円超	所得400－ 800万円	所得800 万円超	所得400－ 800万円
法人税	37.5	28	34.5	25	30	22
道府県民税	5	5	5	5	5	5
市町村税	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
事業税	12	9	11	8.4	9.6	7.3
財務省型実効税率	49.99%	38.39%	46.37%	34.80%	40.87%	30.85%

備考)『財政金融統計月報』租税特集各年度 『図説 日本の税制』各年度。

次に留保金課税だが、ここでは中小法人の94.4%(2004年)が同族会社ということで、中小法人のほとんどが同族会社であると考えられる。留保金課税制度は、一定額を超えて会社が留保した所得に対しては、株主レベルでの課税がなされなかった(あるいは税の軽減をされた)ことの代替として、付加的な法人税を課すために創設された制度である⁷。制度としては、所得等の金額から社外流出額を差し引いて留保所得金額を求め、これから法人

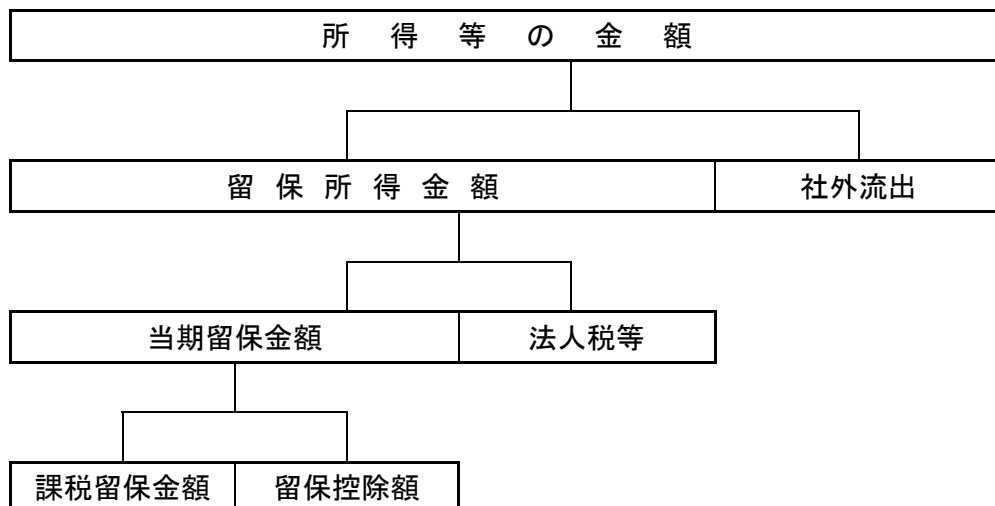
⁵ 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』(2003)より。

⁶ 総務省『事業所・企業統計調査』(2004)より。

⁷ 恣意的な配当抑制による株主レベルでも節税は同族会社でだけなされるであろうと、前提がおかれている。

税等を控除し、当期留保金額を算出し、さらに、これから留保控除額を差し引いて課税留保金額が算出される（表 2）。留保金課税の税率は表 3 より、課税留保額が 3000 万円以下の場合 11.73%、3000 万円超 1 億円以下の場合 17.595%、1 億円超 23.46%である(表 3)。

表2 留保金課税計算の流れ



備考) 川村文彦・武田 茂(2002)『同族会社』第 3 版 p 33.

表3 同族会社の課税留保金額に対する税率 単位: %

課税留保額	年3000万円以下	年3000万円超年1億円以下	年1億円超
法人税	10	15	20
住民税	1.73	2.595	3.46
合計	11.73	17.595	23.46

課税留保金額＝当期留保金額－留保控除額

留保控除額 次の①②③のうち最も多い額、

①当期所得金額×35%

②年1500万円相当額

③(期末資本金額×25%)－期首利益積立金額

備考)『税務ハンドブック』大阪・奈良税理士共同組合

最後に、交際費の損金算入額がある。中小法人は、年 400 万円までの交際費支出額のうち、90%を損金に算入できるが、大法人は全額損金不算入である(表 4)。

表4 交際費の損金不算入額

期末資本金 額	損金不算入額
1億円以下	A＝当期支出交際費等、B＝400万円×（当明月数／12） 損金不算入額＝A－B×90％ A＜Bの場合A－A×90％ A＜Bの場合A－A×90％ 0％
1億円超	A＝損金不算入額

備考）『税務ハンドブック』大阪・奈良税理士共同組合

Ⅲ 理論的フレームワーク

本報告では、King=Fullertonの理論的フレームワークに依拠し⁸、より日本型税制を取り入れたモデルを構築する⁹。Ⅱで見てきたように法人税制では、中小法人は大法人と違い、軽減税率、留保金課税、交際費損金算入があり、それらの制度をモデル式に反映する。また、限界実効税率の計算にあたっては、King=Fullerton(1984)と同様に、1単位の投資に対する収益率と貯蓄に対する貯蓄率との間の‘tax wedge’ w を直接見積もる方法である。

投資の限界的な増加（一単位に対する初期費用）に対する粗限界収益率を MRR と表す。そして資産の減価償却率は一定の指数関数 δ と仮定する。投資 1 単位から得られる純収益率 p は、

$$(1) \quad p = MRR - \delta$$

実質利子率を r とし、それに対応する名目利子率を i とする。 π がインフレ率を表すとすれば、次のようになる。

$$(2) \quad r = i - \pi$$

τ は大法人の財務省型実効税率、 τ' は中小法人の財務省型実効税率、会社の名目割引率は ρ 、固定資産に対する実効税率を w_c 、留保控除額および損金不算入の社外流出を j 、留保課税率を R とすると、企業の新規投資による収益の現在割引価値の総和 V 、 V' は、

$$(3) \quad V = \int_0^{\infty} (1 - \tau)(MRR - w_c) e^{-(\rho + \delta - \pi)u} du = \frac{(1 - \tau)(MRR - w_c)}{\rho + \delta - \pi} \quad \text{大法人モデル}$$

⁸ 前提条件は①市場は完全競争②不確実性は存在しない③資本市場において、資本の取引費用は存在しない④国際間の資本移動はしない⑤企業及び家計は静学的期待を抱き、各種資本所得税率、市場利子率、インフレ率は通常的に一定である。

⁹ 大企業モデルの理論的フレームワークは、King=Fullerton(1984)に基づく萩原(1994)、高馬(1998)を参考にした。

$$\begin{aligned}
(3') \quad V' &= \int_0^{\infty} \left\{ (1-\tau')(MRR-w_c) - \left\{ (1-\tau')(MRR-w_c) - j \right\} R \right\} e^{-(\rho+\delta-\pi)u} du \\
&= \frac{(1-\tau')(1-R)(MRR-w_c) + jR}{\rho+\delta-\pi}
\end{aligned}$$

中小法人モデル

税の優遇措置、税負担軽減措置による減税額を A とすると、1 単位の投資に対する投資費用 C_1 は、

$$(4) \quad C_1 = 1 - A$$

普通償却を適用する資産の比率を f_1 、特別償却を適用する資産の比率を f_2 ¹⁰、引当金・準備金の積立率を h 、税額控除率を g 、交際費比率を k とすると、新規投資に対する税負担軽減額 A 、 A' は、

$$(5) \quad A = f_1 A_d + f_2 \tau + \tau \rho h + g \quad \text{大法人モデル}$$

$$(5') \quad A' = f_1 A_d + f_2 \tau + \tau \rho h + g' + \tau \rho k \quad \text{中小法人モデル}$$

法人税制においては、通常の減価償却のほかに租税特別措置法により特定の要件を満たす資産や企業について特別償却制度があり、通常の減価償却以上に償却費を計上することができる。また各種引当金や準備金により税金の繰り延べが図れるほか、税額控除により法人税を節税できることが可能である。

A_d は、通常の減価償却制度による税負担軽減額の割引現在価値である。減価償却のやり方にも定額法と定率法の選択適用ができる。

定率償却率を a とすると、定率法による減価償却の割引現在価値は、

$$(6) \quad A_d = \int_0^{\infty} \tau a e^{-(a+\rho)u} du = \frac{\tau a}{a + \rho}$$

定額法による耐用年数を L とすると、定額法による減価償却の割引現在価値は、

$$(7) \quad A_d = \int_0^L \tau \left(\frac{1}{L} \right) e^{-\rho u} du = \frac{\tau \left(\frac{1}{L} \right)}{\rho}$$

A_d は実際には定率法、定額法の両方が適用されるので、以下のように表される。

$$(8) \quad A_d = \sigma_1 \frac{a\tau}{(a+\rho)} + \sigma_2 \frac{\tau \left(\frac{1}{L} \right)}{\rho}$$

ここでの σ_1, σ_2 は、ウェイトパラメータ¹¹である。

企業が最適行動をとる場合、投資することによって得られる税引後収益の割引現在価値

¹⁰ $f_1 + f_2 = 1$ である。

¹¹ $\sigma_1 + \sigma_2 = 1$ である。

の総和と投資費用が等しくなるまで投資を行う。(1)(3)(4)(5)を使い、 p と ρ の
関係を得るために解くと、

$$(9) \quad p = \frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} + w_c - \delta \quad \text{大法人モデル}$$

$$(9') \quad p' = \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')} + w_c - \delta \quad \text{中小法人モデル}$$

次に、資金調達方法を King=Fullerton(1984)と同様に、負債、内部留保、新株発行の3
パターンと仮定すると、 ρ は以下のように考えられる。

1) 負債でファイナンスする場合、

$$(10) \quad \rho = i(1-\tau)$$

2) 内部留保でファイナンスする場合、

$$(11) \quad \rho = i \left(\frac{1-m_i}{1-z} \right)$$

3) 新株発行でファイナンスする場合、

$$(12) \quad \rho = \frac{(1-m_i)}{(1-m_d)} i$$

m_i は家計の利子所得に対する限界税率、 m_d は配当所得に対する限界税率、 z は株式譲
渡所得限界税率、 i は利子率である。また、 ρ は企業の名目割引率であり資金提供者に保証
しなければならない収益率であることから、資金調達の方法により ρ が異なる値をとる。
そして ρ は、ウエイトパラメータによって以下のように規定される。ここでの α, β, γ は、
ウエイトパラメータ¹²である。

$$(13) \quad \rho = \alpha i(1-\tau) + \beta \frac{(1-m_i)}{(1-z)} i + \gamma \frac{(1-m_i)}{(1-m_d)} i$$

Tax wedge w は投資の収益率とその投資に費やされた貯蓄の収益率の差である。 s は投
資に資金を供給した(家計もしくは組織かどうか)貯蓄家の税引後収益率を表す。

$$(14) \quad w = p - s$$

貯蓄家の税引後実質収益率 s は、

$$(15) \quad s = (1-m_i)i - \pi$$

以上より、限界実効税率 t は tax wedge w を税込収益率 p で割ったものと定義すると、以
下のように示される。

$$(16) \quad t = \frac{w}{p} = \frac{p-s}{p}$$

ここで、中小法人と大法人の限界実効税率は p と p' の関係によって、導き出される。

¹² $\alpha + \beta + \gamma = 1$ である。

$$\frac{(1-A)(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau)} > \frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi)-jR}{(1-R)(1-\tau')}$$
 の場合、中小法人と比べて大法人の限界実効税率の方が大きくなり、

$$\frac{(1-A)(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau)} < \frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi)-jR}{(1-R)(1-\tau')}$$
 の場合は、中小法人より大法人の限界実効税率が小さくなり、

$$\frac{(1-A)(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau)} = \frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi)-jR}{(1-R)(1-\tau')}$$
 の条件の時は、中小法人と大法人の限界実効税率は同じであると考えられる。

IV 分析データ・分析結果

IIIの理論的フレームワークより、中小法人と大法人との税制の違いが企業の投資行動にどのような歪みをあたえているのか、一義的にいうことはできない。そこで次に日本の実際のデータを入れて分析をする。

ここでは、中小法人と大法人の限界実効税率を推計するにあたり、全産業と製造業を取り上げる。全産業だけの推計であると、中小法人と大法人の産業別のウェイトが異なり、産業構造の違いがでてくる可能性がある。そこで、その違いを取り除くために製造業に限って分析をした。

税制パラメータの具体的な推計方法は以下の通りである。

法人所得に対する税率（ τ ）は財務省型実効税率、インフレ率（ π ）は、『国民経済計算年報』の民間企業投資デフレーター増減率、経済的減価償却率（ δ ）は岩本(1989)の推計値¹³を用いた。特別償却適用資産比率（ f_2 ）、利子率（ i ）、資金調達比率（ α, β, γ ）は、『財政金融統計月報』法人企業統計年報より、資本金 1 億円未満を中小法人、資本金 1 億円以上を大法人とし、それぞれ全産業と製造業を取り出して推計した。特別償却適用資産比率（ f_2 ）は減価償却費と特別減価償却費の比率をとった。利子率（ i ）は各法人の実態を反映させるために、「支払利息・割引料」を「短期借入金」「長期借入金」「社債」「受取手形割引残高」で除した。資金調達比率については、1 単位の投資に対する資金調達であり、本来フローで推計しなければならない。しかし、フローデータであると、近年の借入金はお金を借りるよりも返済する方が多く、負債の資本調達率（ α ）はマイナスになってしまう。また内部留保は「当期純利益」－（「中間配当額」＋「配当金」＋「役員賞与」）で計算されており、「当期純利益」は「黒字法人の利益合計額－赤字法人の損失合計額」、「中間配当額」「配当金」「役員賞与」にも欠損法人のデータも含まれており、近年欠損法人が増えているので、推計された内部留保がマイナスになることが多く、資金調達比率を推計することができない。資産には実物資産と金融資産が入っているが、資本や借入にも金融資産が入っているため毎年の平均としてストックデータを使い、その率を推計した。負債の資金調達率（ α ）は、総資本に対する「短期借入金」「長期借入金」「社債」の合計の比をとった。

¹³ この経済的減価償却率は『国富調査』の平均耐用年数を用いて求めたものである。

新株発行の資金調達率 (γ) は、自己資本比率つまり総資産に対する資本の合計の比、内部留保の資金調達率 (β) は、1 から負債と新株発行の資金調達率を引いたものである。

法定償却率 (a) は『国民経済計算年報』当期固定資産減耗を前期末有形固定資産残高 (金融・非金融の加重平均) で除した。定額法における耐用年数は (L) は、定額法を用いる資産は建物が多いことから、建物に適用されている耐用年数を用いた岩田・鈴木・吉田(1987)を参考にした。

固定資産に対する実効税率 (w_c) は、『地方財政白書』における家屋・償却資産に対する固定資産税のデータを、『国民経済計算年報』における金融・非金融固定資産ストック額と家計部門の固定資産ストック額で按分した比率を用いて求めた。引当金・準備金積立率 (h) は、『税務統計から見た法人企業の実態』より引当金・準備金のフローを計算し、それを『国民経済計算年報』の民間企業設備額で除して推計した。2001 年 2003 年に関しては、1998 年税制改革で引当金等が課税ベースからはずされたので、0 で推計している。税額控除率 (g) は同じく、『税務統計から見た法人企業の実態』の税額控除額合計を『国民経済計算年報』の民間企業設備額で除した。

利子所得限界税率 (m_i) と配当所得限界税率 (m_d) については、20%源泉分離課税の数値を用いた。株式譲渡所得税限界税率 (z) については、Iwamoto(1991)の推計値を用いた(表5)。

表5 パラメータ表

大法人		全産業			製造業		
外生変数		1997	2001	2003	1997	2001	2003
τ	財務省型実効税率	0.500	0.409	0.409	0.500	0.409	0.409
f2	特別償却適用資産比率	0.007	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005
δ	経済的減価償却率	0.130	0.130	0.130	0.130	0.130	0.130
π	インフレ率	-0.009	-0.023	-0.028	-0.009	-0.023	-0.028
w_c	固定資産税率	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009
a	法定償却率	0.107	0.106	0.109	0.107	0.106	0.109
i	利率	0.028	0.022	0.021	0.025	0.020	0.022
α	負債の資金調達率	0.412	0.360	0.329	0.275	0.253	0.231
β	内部留保の資金調達率	0.329	0.335	0.336	0.325	0.322	0.324
γ	新株発行の資金調達率	0.259	0.305	0.335	0.400	0.425	0.445
z	株式譲渡所得に対する限界税率	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051
m_i	利子所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
m_d	配当所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
h	引当金・準備金積立率	0.004	0.000	0.000	0.004	0.000	0.000
g	税額控除率	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002

L	減価償却耐用年数	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060
---	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

中小法人		全産業			製造業		
外生変数		1997	2001	2003	1997	2001	2003
τ	財務省型実効税率	0.384	0.309	0.309	0.384	0.309	0.309
f2	特別償却適用資産比率	0.016	0.024	0.021	0.037	0.045	0.035
δ	経済的減価償却率	0.130	0.130	0.130	0.130	0.130	0.130
π	インフレ率	-0.009	-0.023	-0.028	-0.009	-0.023	-0.028
w_c	固定資産税率	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009
a	法定償却率	0.107	0.106	0.109	0.107	0.106	0.109
i	利子率	0.025	0.021	0.020	0.027	0.022	0.022
α	負債の資金調達率	0.553	0.518	0.492	0.477	0.481	0.455
β	内部留保の資金調達率	0.327	0.310	0.305	0.305	0.260	0.252
γ	新株発行の資金調達率	0.119	0.172	0.203	0.218	0.259	0.294
z	株式譲渡所得に対する限界税率	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051
m_i	利子所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
m_d	配当所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
h	引当金・準備金積立率	0.004	0.000	0.000	0.004	0.000	0.000
g	税額控除率	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
L	減価償却耐用年数	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060
j	留保金控除・社外流出率	0.131	0.179	0.186	0.131	0.179	0.186
R	留保課税率	0.131	0.141	0.138	0.131	0.141	0.138
k	交際費比率	0.028	0.021	0.021	0.028	0.021	0.021

上記のパラメータを使って推計した結果が表 6 である。限界実効税率がマイナスになった要因を考えると、これは投資の純収益率よりも貯蓄の収益率のほうが大きいからと考えられる。

この原因として、最初にデフレが考えられる。デフレがあるために貯蓄家の税引後収益率（ s ）はデフレの分だけプラス要因になるので、デフレが大きいほど（ s ）は大きくなる。また投資の収益率（ p ）にもデフレは影響を与える。King=Fullerton の時代はインフレが問題であったので、理論式にインフレ率をいれているが、デフレの影響をもう少し考えなくてはならない。

次に資金調達コスト（負債・内部留保・新株発行）に対しての影響を通して、会社の名目割引率（ ρ ）へ影響し、限界実効税率への影響がある。この実証分析の場合 $m_i = m_d$

であり、 $\tau = m_i = m_d = z$ の時、資金調達の方法が均等であれば、会社の名目割引率（ ρ ）理論式（13）の第1項、第2項、第3項の値は同じである。しかし、現実のデータでは $m_i = m_d > z$ であるので、負債＜内部留保＜新株発行となる。法人税率の影響を受けるのは負債で資金調達する場合だけなので、法人税率が下がっても負債の資金調達率が低ければその影響は大きく現れない。また $m_i = m_d$ であることが理論式より、新株発行の税の優遇が大きくなることはこの分析での課題である。

最後に会社の名目割引率（ ρ ）が上昇すると、普通減価償却の割引現在価値（ A_d ）の値を通して税の優遇・軽減措置による減税額率（ A ）が減少し、純収益率（ p ）を減少させ、それが限界実効税率の値を左右する。

実際の数値を入れて実証分析をやってみたが、上記のような課題があり、条件次第で限界実効税率の負担の大小関係が変わることがわかった。

表6 限界実効税率推計結果

		1997 年	2001 年	2003 年
全産業	中小法人	-0.222	-0.426	-0.499
	大法人	0.252	0.083	0.026
製造業	中小法人	0.080	-0.291	-0.251
	大法人	0.274	0.037	0.137

IV むすび

資本コストの違いが投資行動を歪めることはよく知られているが、それが法人の規模にも影響を与えることは十分に考えられる。そこで法人・個人の資本所得税制を考慮にいれた King=Fullerton の限界実効税率に関する理論的フレームワークに依拠し、そこへ、より日本的な税制を取り込んだ。これまで日本においても、限界実効税率の計測はされているが、法人企業の規模の違いは考慮されておらず、普通法人のモデルでしか考えられていなかった。しかし大法人・中小法人では、法人税率、（償却資産の）固定資産税、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税など様々な税制上の違いがある。そこで大法人・中小法人の税制の違いを考慮した日本型の限界実効税率の理論モデルを構築した。次に、理論だけでは実際に中小法人と大法人の限界実効税率がどのような関係になっているのか一義的にはわからない。そこで現実の数値を入れて、実証分析を試みたが、デフレの問題、資金調達コストを推計する際の利子所得と配当所得の限界税率の問題等の課題があり、限界実効税率という指標が様々な要因によって左右されることがわかった。また実証分析をするにあたって、データの問題があり、固定資産税率、引当金・準備金積立率など中小法人と大法人とで共通のデータを使用しているものがたくさんあるが、本来は中小法人と大法人では値が違はずである。このように限界実効税率の理論的課題や使用データの選択等、まだまだ改善の余地があり、今後の課題としたい。

参考文献・資料

- Goolsbee, Austan(1998), "Taxes, organizational form and the deadweight loss of the corporate income tax," *Journal of Public Economics*, vol.69: pp.143-152.
- Goolsbee, Austan(2004) "The impact of the corporate income tax: evidence from state organizational form data" *Journal of Public Economics*, vol.88: pp.2283-2299.
- Gordon, Roger H. Jeffrey K. MacKie-Mason(1994) "Tax distortions to the choice of organization form" *Journal of Public Economics*, vol.55: pp.279-306.
- 袴田正美 袴田幸江(1999)『経理勘定科目のことがよくわかる事典』西東社。
- 萩原栄(1994)「資本所得税制と限界実効税率－資本所得税制のシミュレーション分析－」『龍谷大学経済学論集』第52巻第1号 pp.34-48。
- 林 宜嗣(1995)「法人所得税と企業投資」『総合税制研究』No.3 pp.183-199。
- 本間正明・跡田直澄・林文夫・秦邦昭(1984)『設備投資と企業税制』経済企画庁経済研究所研究シリーズ第41号。
- 岩本康志(1989)「日本企業の平均・限界実効税率」『ファイナンス研究』pp.1-29。
- 岩本康志(1991)「法人実効税率の日米比較」『大阪大学経済学』Vol.40No.3・4 pp.435-448。
- Iwamoto Y(1991) 'The Japanese Tax Reform and the Cost of Capital', Kyoto Institute of Economic Research.
- 岩田一政・鈴木郁夫・吉田あつし(1987)「設備投資の資本コストと税制」『経済分析』第107号。
- 神門 剛(2005)『図解 留保金課税の実務』財経詳報社。
- 川村文彦・武田 茂(2002)『同族会社』第3版 中央経済社。
- King, Mervyn A. Don Fullerton(1984) *The Taxation of Income from Capital: A Comparative Study of the United States, The United Kingdom, Sweden, and West Germany*, The University of Chicago Press pp.7-30.
- 高馬裕子(1998)「法人税改革と限界実効税率の計測」『関西学院大学経済学研究』第28号 pp.155-168。
- 佐藤 裕一(2003)『経営分析の基本』第3版 日本経済新聞社。
- Shoven, John B. Toshiaki Tachibanaki(1988) "Taxation of income from capital in Japan" J. B. Shoven, ed., *Government policy towards industry in the United states and Japan*, Cambridge University Press pp.51-96.
- 田近栄治・油井雄二(2000)「資本コストと限界実効税率」『日本の企業課税』pp.81-121。
- 中小企業庁『中小企業施策利用ガイドブック』2005年度。
- 中小企業庁『中小企業白書』2005年度版。
- 中小企業庁『中小企業関係税制改正の概要』2004年12月。
- 国民生活金融公庫総合研究所(2001)『中小企業における財務構造変化－「中小企業経営状況

調査－でみる 15 年間の軌跡』2001 年度版。

国税庁企画課編『税務統計から見た法人企業の実態』各年度。

内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算』各年度。

日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』2004.12 No.69。

大阪・奈良税理士共同組合『税務ハンドブック』各年度。

財経詳報社『図説 日本の税制』各年度。

総務省編『地方財政白書』財務省印刷局 各年度。

財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』法人企業年報特集 各年度。

<http://www.stat.go.jp/data/jigyoku/2004/index.htm> 総務省『事業所・企業統計調査』2003 年度。

付表1 中小法人税制

2005 年の中小法人税制に関しては、以下のような軽減措置がある。

1. 軽減税率

資本金 1 億円以下の法人事業者

法人税率：所得 800 万円以下の部分は 22%、800 万円超の部分は 30%

法人事業税：所得 400 万円以下 5%、400 万円超 800 万円以下 7.3%、800 万円超 9.6%

2. 留保金課税の適用の停止

同族会社に課せられる留保金課税について以下に該当する場合適用が停止される。

- ・創業 10 年以内の中小企業
- ・新事業創出促進法の認定を受けた企業
- ・前年度の試験研究費と開発費が、売上高の 3%を超える中小企業
- ・自己資本比率（自己資本（同族関係者からの借入金を含む）／総資産）が 50%以下の中小法人(資本金 1 億円以下)

3. 欠損金の繰越控除、繰戻還付

- ・法人の所得の計算上欠損金が生じた場合、翌年度から 7 年間は所得の額からその欠損金の損金算入する形で順次繰越して控除することができる。
- ・設立 5 年以内の中小企業で、中小企業経営革新支援法における経営革新計画の承認を受けた一定の中小企業等は、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付をうけることができる。

4. 交際費の損金算入

- ・年 400 万円までの交際費支出額のうち、90%を損金に算入できる。

5. 中小企業投資促進税制

資本金 1 億円以下または、従業員 1000 人以下

- ・新規事業の為の資産の取得またはリース（取得 160 万円以上、リース 210 万円以上）の取得価額の 30%の特別償却、リース料総額の 60%に対して 7%の税額控除を行うことができる。資本金 3000 万円以下の場合は取得価額の 7%の税額控除が選択可能である。
- ・取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合は取得価額全額の損金算入ができる。

6. 中小企業技術基盤強化税制（研究開発促進のため）

- ・試験研究費の額について、15%の税額控除(法人税の 20%を限度とし、控除限度価額は 1 年間の繰越が可能)を行うことができる。

付表2 全産業

大企業
全産業

外生変数	1997	2001	2003
財務省型実効税率 τ	0.4999	0.4087	0.4087
特別償却適用資産比率 $f2$	0.0072	0.0055	0.0054
経済的減価償却率 δ	0.1300	0.1300	0.1300
インフレ率 π	-0.0090	-0.0230	-0.0280
固定資産税率 wc	0.0092	0.0098	0.0095
法定償却率 a	0.1067	0.1064	0.1092
利子率 i	0.0281	0.0221	0.0211
負債の資金調達率 α	0.4119	0.3601	0.3285
内部留保の資金調達率 β	0.3293	0.3352	0.3363
新株発行の資金調達率 γ	0.2588	0.3047	0.3352
株式譲渡所得に対する限界税率 z	0.0510	0.0510	0.0510
利子所得に対する限界税率 mi	0.2000	0.2000	0.2000
配当所得に対する限界税率 md	0.2000	0.2000	0.2000
引当金・準備金積立率 h	0.0043	0.0000	0.0000
税額控除率 g	0.0013	0.0009	0.0016
減価償却耐用年数 L	31.0600	31.0600	31.0600
留保金控除・社外流出率 j			
留保課税率 R			
交際費比率 k			
内生変数	1997	2001	2003
普通償却を適用する資産の比率 $f1$	0.9837	0.9945	0.9946
会社の名目割引率 ρ	0.0209	0.0177	0.0171
普通減価償却の割引現在価値率 Ad	0.4888	0.4290	0.4361
税の優遇・軽減措置による減税額率 A	0.4903	0.4298	0.4375
純収益率 p	0.0421	0.0444	0.0460
貯蓄家の税引後収益率 s	0.0315	0.0407	0.0449
租限界収益率 MRR	0.1721	0.1744	0.1760
限界実効税率 t	0.2521	0.0835	0.0256

$$f1=1-f2$$

$$\rho = \alpha i(1-\tau) + \beta i(1-mi)/(1-z) + \gamma i(1-mi)/(1-md)$$

$$Ad=0.8(a\tau/(a+\rho)) + 0.2((\tau(1/L))/\rho)$$

$$A=f1Ad+f2\tau+\tau\rho h+g$$

$$p=((1-A)(\rho+\delta-\pi))/(1-\tau)+wc-\delta$$

$$s=(1-mi)i-\pi$$

$$MRR=p+\delta$$

$$\text{限界実効税率 } t=(p-s)/p$$

中小企業
全産業

外生変数	1997	2001	2003
財務省型実効税率 τ	0.3839	0.3085	0.3085
特別償却適用資産比率 $f2$	0.0163	0.0244	0.0207
経済的減価償却率 δ	0.1300	0.1300	0.1300
インフレ率 π	-0.0090	-0.0230	-0.0280
固定資産税率 wc	0.0092	0.0098	0.0095
法定償却率 a	0.1067	0.1064	0.1092
利子率 i	0.0248	0.0211	0.0202
負債の資金調達率 α	0.5532	0.5182	0.4919
内部留保の資金調達率 β	0.3273	0.3100	0.3052
新株発行の資金調達率 γ	0.1194	0.1718	0.2029
株式譲渡所得に対する限界税率 z	0.0510	0.0510	0.0510
利子所得に対する限界税率 mi	0.2000	0.2000	0.2000
配当所得に対する限界税率 md	0.2000	0.2000	0.2000
引当金・準備金積立率 h	0.0043	0.0000	0.0000
税額控除率 g	0.0013	0.0009	0.0016
減価償却耐用年数 L	31.0600	31.0600	31.0600
留保金控除・社外流出率 j	0.1312	0.1789	0.1861
留保課税率 R	0.1310	0.1407	0.1379
交際費比率 k	0.0284	0.0207	0.0205
内生変数	1997	2001	2003
普通償却を適用する資産の比率 $f1$	0.9837	0.9756	0.9793
会社の名目割引率 ρ	0.0183	0.0167	0.0161
普通減価償却の割引現在価値率 Ad	0.3976	0.3324	0.3381
税の優遇・軽減措置による減税額率 A	0.3990	0.3329	0.3392
純収益率 p	0.0236	0.0280	0.0295
貯蓄家の税引後収益率 s	0.0288	0.0399	0.0441
租限界収益率 MRR	0.1536	0.1580	0.1595
限界実効税率 t	-0.2222	-0.4259	-0.4986

$$f1=1-f2$$

$$\rho = \alpha i(1-\tau) + \beta i(1-mi)/(1-z) + \gamma i(1-mi)/(1-md)$$

$$Ad=0.8(a\tau/(a+\rho)) + 0.2((\tau(1/L))/\rho)$$

$$A=f1Ad+f2\tau+\tau\rho h+g+\tau\rho k$$

$$p=((1-A)(\rho+\delta-\pi)+jR)/((1-R)(1-\tau))+wc-\delta$$

$$s=(1-mi)i-\pi$$

$$MRR=p+\delta$$

$$\text{限界実効税率 } t=(p-s)/p$$

付表3 製造業

大企業 製造業				
外生変数	1997	2001	2003	
財務省型実効税率 τ	0.499888	0.4086679	0.4086679	
特別償却適用資産比率 $f2$	0.003174	0.003975	0.0049481	
経済的減価償却率 δ	0.1300	0.1300	0.1300	
インフレ率 π	-0.009	-0.023	-0.028	
固定資産税率 wc	0.0092	0.0098	0.0095	
法定償却率 a	0.1067	0.1064	0.1092	
利子率 i	0.025117	0.0197531	0.0220402	
負債の資金調達率 α	0.275123	0.2528338	0.2313173	
内部留保の資金調達率 β	0.324989	0.3222314	0.3236311	
新株発行の資金調達率 γ	0.399888	0.4249348	0.4450516	
株式譲渡所得に対する限界税率 z	0.0510	0.0510	0.0510	
利子所得に対する限界税率 mi	0.2000	0.2000	0.2000	
配当所得に対する限界税率 md	0.2000	0.2000	0.2000	
引当金・準備金積立率 h	0.0043	0.0000	0.0000	
税額控除率 g	0.0013	0.0009	0.0016	
減価償却耐用年数 L	31.0600	31.0600	31.0600	
留保金控除・社外流出率				
留保課税率				
交際費比率				
内生変数	1997	2001	2003	
普通償却を適用する資産の比率 $f1$	0.9968	0.9960	0.9951	
会社の名目割引率 ρ	0.0204	0.0167	0.0188	
普通減価償却の割引現在価値率 Ad	0.4937	0.4400	0.4185	
の優遇・軽減措置による減税額率 A	0.4951	0.4408	0.4200	
純収益率 p	0.0401	0.0403	0.0529	
貯蓄家の税引後収益率 s	0.0291	0.0388	0.0456	
租限界収益率 MRR	0.1701	0.1703	0.1829	
限界実効税率 t	0.2741	0.0369	0.1373	

$$f1=1-f2$$

$$\rho = \alpha i(1-\tau) + \beta i(1-mi)/(1-z) + \gamma i(1-mi)/(1-md)$$

$$Ad=0.8(a\tau/(a+\rho)) + 0.2((\tau(1/L))/\rho)$$

$$A=f1Ad+f2\tau+\tau\rho h+g$$

$$p=(((1-A)(\rho+\delta-\pi))/(1-\tau))+wc-\delta$$

$$s=(1-mi)i-\pi$$

$$MRR=p+\delta$$

$$\text{限界実効税率 } t=(p-s)/p$$

中小企業 製造業				
外生変数	1997	2001	2003	
τ	0.3839	0.3085	0.3085	
$f2$	0.0367038	0.0453625	0.0353054	
δ	0.1300	0.1300	0.1300	
π	-0.009	-0.023	-0.028	
wc	0.0092	0.0098	0.0095	
a	0.1067	0.1064	0.1092	
i	0.0273312	0.0217138	0.0220742	
α	0.4765052	0.4810352	0.4546339	
β	0.3054507	0.2597424	0.2516508	
γ	0.2180441	0.2592224	0.2937153	
z	0.0510	0.0510	0.0510	
mi	0.2000	0.2000	0.2000	
md	0.2000	0.2000	0.2000	
h	0.0043	0.0000	0.0000	
g	0.0013	0.0009	0.0016	
L	31.0600	31.0600	31.0600	
j	0.1312	0.1789	0.1861	
R	0.1310	0.1407	0.1379	
k	0.0284	0.0207	0.0205	
内生変数	1997	2001	2003	
$f1$	0.9633	0.9546	0.9647	
ρ	0.0210	0.0176	0.0181	
Ad	0.3742	0.3246	0.3215	
A	0.3761	0.3249	0.3227	
p	0.0335	0.0313	0.0365	
s	0.0309	0.0404	0.0457	
MRR	0.1635	0.1613	0.1665	
t	0.0795	-0.2909	-0.2508	

$$f1=1-f2$$

$$\rho = \alpha i(1-\tau) + \beta i(1-mi)/(1-z) + \gamma i(1-mi)/(1-md)$$

$$Ad=0.8(a\tau/(a+\rho)) + 0.2((\tau(1/L))/\rho)$$

$$A=f1Ad+f2\tau+\tau\rho h+g+\tau\rho k$$

$$p=(((1-A)(\rho+\delta-\pi))+jR)/((1-R)(1-\tau))+wc-\delta$$

$$s=(1-mi)i-\pi$$

$$MRR=p+\delta$$

$$\text{限界実効税率 } t=(p-s)/p$$